

平成 21 年 12 月議会 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

人事院勧告制度の根幹を無視して、役場職員の同意も得ないで給与削減しようとする専決処分に反対した。

議長 次に、日程 7 番、報告第 19 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

本案について説明願います。柘田総務部長！

柘田総務部長 それでは、報告第 19 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

議案書の 12 ページをお開きをいただきたいと思います。あわせて、新旧対照表の 4 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、新旧対照表の 4 ページの第 8 条第 1 項及び第 2 項の住居手当の改正であります、自宅に係る住居手当で、新築または購入を行ってから 5 年間は月額 2,500 円の支給を行っていましたが、平成 21 年 12 月 1 日からこれを廃止するものでございます。対象者は 10 名でございました。

次に、第 15 条第 2 項中の期末手当の額であります、6 月期末手当につきましては、100 分の 140 を 100 分の 125 に、0.15 カ月分の引き下げを。また 12 月分については 100 分の 160 を 100 分の 150 に、0.10 カ月分の引き下げを行います。

そして、第 16 条第 2 項、第 1 号中の勤勉手当の額であります、6 月及び 12 月の勤勉手当につきましては、100 分の 75 を 100 分の 70 に、0.05 カ月分の引き下げを行うものでございます。

また、第 2 号中の再任用職員につきましては、本町には今のところ該当はございませんが、同様に 6 月期末手当については 0.15 カ月分を、12 月期末手当については 0.10 カ月分を引き下げ、勤勉手当についても 6 月及び 12 月において、おのおの 0.05 カ月分の引き下げとなっております。

この改正につきましては、本年 12 月支給の期末勤勉手当から適用させていただきますが、通年ベースで年間総額、約 1,100 万円の減額となります。

次に、給料でございますが、民間格差が 0.24% となったため、給与改定率を 0.2% として新旧対照表の 6 ページ給料表のとおり、12 月 1 日から実施いたします。通年ベースで年間総額、180 万円の減額となります。

なお、本年 4 月 1 日から 11 月までの期間に係ります官民格差相当分の給与及び 6 月に支給いたしました期末勤勉手当の額につきましては、12 月で支給されます期末手当で調整いたしました。このことにつきましては、議案書の 15 ページの附則第 2 項で規定をいたしております。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 失礼をいたします。人員院勧告について質問するのは初めてですので、ちょっと詳しくせざるを得ないので了解をしてください。

3つあります。一つは、人事院勧告というものが一体どういうものなのかという点でございます。

戦後日本国憲法が公布されてから、労働者には団結権、団体交渉権、団体行動権、いわゆるストライキ権が保障されて、公務員労働者にもこれが保障されたわけですね。ところが、1946年9月に全国官庁職員労働組合評議会、全官労という労働組合ができて、猛烈なインフレでもう給与が生計費に追いつかないと。こういう中で生活防衛の運動を熱心にされたようでございます。その頂点が例の1947年2月1日の21ストという、全国で600万人の労働者が参加するストライキが計画をされると、こういうことです。

ところが当時、マッカーサーは、日本がまだ独立しておりませんで、進駐軍の時代ですから命令を下しまして、日本の政府に対して、危機感を抱きまして、ストライキ権と団体交渉権を禁止するように日本政府に手紙を送ると、日本政府は7月31日に政令を發布して公務員労働者のストライキ権と団体交渉権を剥奪（はくだつ）するということをやりました。それが法律になったのが、1948年12月3日にできました国家公務員法の改悪で争議権が禁止をされ、団体交渉権が制限を加えられるということになりました。

労働組合の性格からいって、働く者の立場から自分たちの生活を守ると、そのことを通じて、公務員労働者ですから地域の住民の皆様の生活も守ると、こういうことで運動される、言うてみれば、闘いを事実上棚上げにするというか、放棄するというか、剥奪されるというか、取り上げられてしまったわけですから、そのことに対してどうするんだということで、代償として人事院という第三者機関を設けましょうと、これは自治体の長であるとか、現に働いておられる公務員の皆様の要望も、あるいは地域の民間労働者の賃金水準もきちんと把握した上で公正で中立なそういう勧告をしなきゃいかんと、こういうことでとりあえずのおさまり方ができたものだというふうに私は理解をしております。

そういう意味で、今回の人事院勧告について、そういう争議権、ストライキ権が剥奪された代償としてそういう人事院勧告がなされているということの認識について、もう一度確認をしてください。そういう大事な勧告だという認識があるのかどうなのかということをも明確に述べていただきたいと思えます。

それから、2つ目でございますけれども、人事院勧告は国家公務員に対する勧告でございますが、これが地方公務員に及ぶ場合は、いわば奈良県の人事委員会を通じてそれで勧告が伝わってきたものだというふうに理解をしております。この場合に重要なのは、それが伝わったので無批判にそれを機械的に広陵町の労働者の皆さん、職員の皆さんにも導入をしようというふうにしたのか、それとも中身をよく吟味をしまして、広陵町にお住まい

の住民の皆さんの賃金水準であるとか、ここで事業所がある人たちの賃金水準、いろんなことも把握をされて、十分に本来の地方公務員法で定める第24条で定める職員の給与はその職務と責任に応ずるものにしなないとあかんと。それから、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないというふうに定めているわけです。これらのことについて、具体的にどのように吟味をされて、広陵町にもこれは当然に当てはまるんだというふうに判断をされたのか、その内容についてお伺いをいたします。

それから、3つ目でございます。今回の人事院勧告は、先ほど議員とか、三役とか、特別職のところについては質問もいたしませんし、討論もいたしませんでした。それは至極当然だというふうに理解をしておるからだし、それともう一つはそれぞれのところで了解が得られております。議員のところは全員懇談会において、それでいこうやないかと、こういうことでまとまりました。三役のところは町長以下、副町長さん、教育長さんもそれで結構やと、こういうことで納得が得られたので、このようにするには根拠があるだろうと思います。

ところが、職員の場合どうなのかと、職員に対して一体この不利益をしますよということとをどのような手段、どのような時間をかけて、何人までの確認を得てこのことやろうとするのか。それで、言うことがはっきりいたしておりません。副町長は全員協議会の中で、これはやっておるんだということを言われたと思っておりますけれども、具体的にどういう中身で実際に働いておられる職員の皆さんの了解を取りつけたのかということを示していただきたい。その3点でございます。

議長 山村副町長！

山村副町長 人事院勧告の趣旨、性質については、八尾議員さんがお調べいただいたとおりで、非常に重要なものであると我々も認識をいたしております。団体交渉権、争議権の剥奪と、それに伴う保障措置ということで成り立っているものというふうに認識しておりますので、人事院勧告があればやはり町もそれに倣（なら）って給与の改善、今回は議員から見れば改悪とおっしゃるかもわかりませんが、この人事院勧告どおりに措置をさせていただいているところでございます。

地方公務員法の中に、情勢適用の原則という規定もございまして、その市町村の職員の給与については、国家公務員、あるいは他の市町村の職員の給与並びに民間の給与水準等を十分に反映させたものでなければならないという規定もございまして。また、先ほどおっしゃいましたように、職務給の原則という規定もございまして、それぞれ給与の定め方、役職に応じて給料表も定めておりますので、それらを踏まえて設定をさせていただいているものでございます。

ただ、人事院のように、大きな組織を町が持ち合わせておりませんので、国で調査をしていただいた内容について、また県の人事委員会も独自に調査をされた、その結果を踏まえて答えを出されますので、国から流れてまいります給料表に準拠をして、町が県の指導

も受けて定めさせていただいているものでございます。

それから、職員にどのように周知をしているのか、同意をとれたのかということですが、完全に職員全員の同意をとっているわけではございませんが、人事院勧告が出されたら、その変更点について常に経営会議、部課長会で職員に周知をするように説明をさせていただいているところでございます。今のところ公務員には団体交渉権、争議権がございませんので、そのような方法で周知、了解をしていただいていると解釈をいたしております。

議長 10番、八尾君！

八尾議員 そうすると周知はしていると、了解をしているものと認識したということだから、職員の側は了解した事実はないんですね、そうすると。何月何日に例えば同意書を出して、今回の人事院勧告については職員一同これを受け入れましょうという同意書を受け取ったとか、口頭でも了解したという事実はないんですね、そのことを言ってください。

議長 山村副町長！

山村副町長 そのようにご質問いただくと、そうお答えするしかないと思います。ただ、職員そのものは常に人事院勧告ということの重要性をやはり認識をいたしておりますので、そのことは理解をいただいているものと思います。

議長 ほかに質疑ございませんか。ございませんか。（「なし」の声あり）

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

11番、山田君！

山田議員 反対の立場で討論いたします。

全員協議会でもお話をさせていただきましたけれども、公務員の一時金削減は民間中小企業の賃金を抑え込み、地域別最低賃金の審議にも影響を与えると思うんですね。それで、日本経済にとって内需の拡大による景気回復が求められている今、この内需を冷やす一時金削減をされたら経済は上向くと思えないんです。日ごろ私も役場の中に夕方何度か行かせていただきましたら、町の職員の方が一生懸命掃除をされたり、少数精鋭でいつも一生懸命働いておられる姿を見せていただいています。また、全員協議会でもお話しましたように、かぐや姫まつりのときには、前日に雨だったその足場が悪いのを朝早く職員の方が土とか砂を入れられて、町民の方の足元が汚れないようにされておられるという話も聞きました。そういう常日ごろ本当に少数精鋭で頑張っておられる方々、やはり将来の生活設計も立てておられる中で一時金削減されるのは、今の八尾議員の質問にもありましたように、同意を得られていないのに削減されるのはどうかなと思いますので、この2つの理由で反対をさせていただきます。

議長 ほかに討論ありませんか。（不規則発言あり）（「なし」の声あり）

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

本案について反対者がありますので、起立により採決します。

報告第19号を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。（賛成者起立）

議長 ありがとうございます。

起立10名であり、よって、報告第19号は承認することに決定しました。

平成21年12月議会 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分

労働条件に関する原則＝不利益不遡及の原則を逸脱した提案に反対した

議長 次に、日程8番、報告第20号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

本案について説明願います。栞田総務部長！

栞田総務部長 それでは、報告第20号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

議案書の18ページをお開きください。あわせまして、新旧対照表の10ページをごらんいただきたいと思います。

附則、平成18年条例第15号、施行期日の第7条の改正であります。これは平成18年度で大きな給料改革が行われまして、給料表の細分化が行われました。これにより切りかえ日の前日までに受けていた給料月額になるよう、その差額に相当する額を給料として支給するといったものであります。今回この差額を支給するについて、減額対象職員についても当該給料月額に100分の99.76を乗じる減額改正でございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 なかなか理解が難しい条文ですので、ちょっとお尋ねをします。

私の理解は、これは12月1日以降について適用するのははっきりしているけれども、4月から11月までの給与、それから期末手当の額については調整と言われましたけども、その差額を12月支給の期末手当で減額するとういうふうに理解をしいですね、そういう意味ですね。うなずいておられますので、それで結構です。

議長 ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 反対の立場で討論をいたします。

1つは、人事院勧告が非常に重要だということを副町長も答弁されましたけれども、今年度の人事院勧告で極めて遺憾な事態が発生をしております。従来であれば毎年、8月から翌年の7月までの1年間の民間の賃金支給額を調べて8月に人事院勧告が行われると、こういうことになっております。ですから、ことし6月に支給された期末手当については、昨年の段階でもう既に決まっていると、ところがこれを何とか引き下げようというので、

4月に臨時の民間企業の調査が行われたわけでございます。従来のやり方をころっと変えたわけです。世界的な不況があるので、民間は今度の6月の賞与について相当減るんだと、こういうことで理由にしてやったわけです。

人事院の給与局長が自民党の中に設けられましたボーナス減額の臨時の人事院勧告与党公務員給与プロジェクトチームというのがありまして、責任者は葉梨康弘という代議士さんだそうです。この方のところへ自民党の政党のそういうプロジェクトチームにわざわざ参加をして、それでこの人事院勧告をつくっておると、こういうことが実際に起きてゆゆしき事態だなということを私は思っております。この流れの中で、今回の過去に遡及をするといふことも起きているということが理解できるだろうと思います。

それで、不利益不遡及の原則というのは、17年の11月8日に開催された臨時議会で同様に職員の給与の問題について論議があったときに、寺前憲一議員もるる主張をしております。今回私も調べてみましたところ、例えば過去に不利益を遡及してはならないということの大事なところでは、憲法の第39条に遡及処罰の禁止をうたう、何人も実行のときに適法であった行為または既に無罪とされた行為については刑事上の責任を負わないというふうに憲法上の定めがあります。ですから、今やっていいよと合法だよと、後になって法律変わったからさかのぼって、あんた違反やないかと違法やないかと、これはだめですよということを憲法は決めているわけです。

それから、労働契約法によれば、労働者に不利益な規定を経営者が勝手に定めるといふのはできないと、労働基準法、それから労働契約法の中にきちんと書いてあります。ただし、例外的にそれが可能な場合はどんな場合なのかということですが、これは労働者がこうむる不利益の程度、使用者側の変更の必要性、その内容と程度、変更後の就業規則の内容自体の相当性、代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況、労働組合との交渉経過、同種事項に関する我が国社会における一般的状況などを勘案して問題がないとされた場合に労働組合との了解を得て、初めて不利益の変更ができるというのが労働契約法の内容でございます。ですから、勝手にそんなこととしてはいかんよ、まして過去に遡及して労働者に職員に不利益を負わせるということ自体は労働契約法の趣旨にはないわけです。

実は、平成14年の職員の給与の改定の人事院勧告にも歴史上初めて人事院勧告がマイナスになって、実際に不利益をこうむるという公務員の方が裁判で争われたそうでございます。そのときには、第一審はこれは民間の労働者に適用するものであって、公務員労働者には適用しないんだというふうに理由づけがされたというふうに、私は調べたらそういうふうになっておったようでございます。しかし、それは相当に無理があると思います。過去にさかのぼって不利益を負わせようということであれば、職場運営上もモチベーションといいますか、やる気とか動機づけの際に、先ほど山田美津代議員も申し上げたように、広陵町は非常に少ない人数で業務を推進しておられます。私、率直に申しますけども、びっくりしたのはせんだっての総選挙のときでございます。開票事務に女性の職員が配置さ

れておりまして、深夜労働をしていただいたことがありました。お尋ねしましたら、人員が足りないので男性では回らんかったんやと、こういう説明がありましたけれども、母性の保護からの観点からいって、女性に深夜労働させるのはやっぱりできるだけ避けてもらわないかんなど、こういうこと思いました。あちこちで悲鳴のような声も聞こえます。ですから、副町長は了解をしているし、理解もしていると、職員に対して信頼に基づいて言われたんだと思います、善意で言われたんだと思います。けれども、実際に職員の皆さんがどういうふうに関心を受けとめておられるのかということをごきちんと言をして、それで厳しい時代だけれども少ない人数でよくやってくれているなど、お礼も言いながら頼むでということも言いながら、話をして理解にこぎつけるという努力を、国の人事院勧告や県の人事委員会のそういう勧告に従って、それで了解が足りておるんだと、これはやっぱり大きな問題なのではないかと、そういう意味で反対でございます。

議長 ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

本案について反対者がいますので、起立により採決します。

報告第20号を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。（賛成者起立）

議長 ありがとうございました。

起立10名であり、賛成多数であります。よって、報告第20号は承認することに決定しました。